

一般廃棄物処理業許可申請書類【収集運搬業】

- 1 一般廃棄物処理業許可（更新）申請書 ★
（手数料 5,000 円・従業員証ひとりあたり 500 円）
- 2 従業員届出書★及び運転免許証の写し（事業系一般廃棄物の搬入車両搭乗者）
 - ・ 身分証明書（申請者が法人であるときは、代表者及び役員全員身分証明書）
 - ・ 従業員（専業主を含む）住民票の写し
 - ・ 営業所、車庫等の所在地の見取り図
- 3 会社の定款
- 4 陸運事務所の許可証明（車検証及び保険証の写し）
- 5 申告書 ★
- 6 誓約書 ★
- 7 処理対象事業者との収集運搬業務に関する契約書の写し及び処理対象事業所一覧表★
- 8 収集運搬車両の前方、後方及び側面の写真 ※2
（車両の表示については裏面を参照）
- 9 産業廃棄物処理業の許可を受けている者は、許可証の写し

○従業員【運転手】の顔写真（2.4×3cm：1名につき2枚）

※手数料については、当該申請書類一式を提出していただき、当該申請についての許可決裁後、一般廃棄物処理業許可書と共に納付書をお渡ししますので、その納付書を使用して納付してください。

※2 甲府・峡東クリーンセンターへの新規搬入車両があれば、更新の申請とは別に車両変更申請を行ってください。

○甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(収集運搬車両の表示)

第 39 条の 2 一般廃棄物処理業者又は第 38 条第 2 項の規定により許可を受けた者は、その業務において使用する規則で定める車両に、規則で定める表示をしなければならない。

○甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

(収集運搬車両の表示)

第 12 条 条例第 39 条の 2 の規則で定める車両は、次に掲げる車両とする。

- (1) 事業系一般廃棄物を収集運搬するもの
- (2) ふん尿を収集運搬するもの
- (3) 浄化槽汚でいを収集運搬するもの

2 条例第 39 条の 2 の規則で定める表示は、次に掲げる表示とする。

- (1) 車両側面に氏名又は名称(文字の大きさは、縦横 10 センチメートル以上とする。)
- (2) 前項第 1 号に掲げる車両については、前号に掲げる表示のほか、車両の側面に次に掲げる表示
 - ア 事業系甲州市指定許可車(文字の大きさは、縦横 15 センチメートル以上とする。)
 - イ 白色の斜線(斜線の幅は、25 センチメートル以上とする。)